

Monthly Association of Construction  
Industry NEWS

# 会報

2008 January

1



謹んで初春の  
お慶びを  
申し上げます



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:[info@miyazaki-kenkyo.or.jp](mailto:info@miyazaki-kenkyo.or.jp)

---

# 目 次

◇年頭のご挨拶	
社団法人 宮崎県建設業協会 会長	古小路 汎 …… 1
宮崎県 知事	東国原 英 夫 …… 2
宮崎県議会 議長	坂 口 博 美 …… 3
宮崎県県土整備部 部長	野 口 宏 一 …… 4
社団法人 全国建設業協会 会長	前 田 靖 治 …… 5
◇平成20年1月行事予定 ……	7
◇平成20年2月上旬行事予定 ……	8
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（12月分） ……	8
◇県協会 会員の動き ……	8
◇県 協 会	
1. 建設産業支援対策事業（新分野定着促進）補助金について（ご案内） ……	9
2. 平成20年度宮崎県産業開発青年隊隊員の2次募集について ……	10
3. 建築関連中小企業に対する金融上の支援について ……	12
4. 軽油価格高騰下における下請・荷主適正取引の 推進のための緊急協力要請について ……	15
◇雇用改善コーナー	
1. 建設業に働く若者からのメッセージ ……	17
2. パートタイム労働法が変わります！ ……	19
◇協同組合	
1. 事業のご案内 ……	20
◇技 士 会	
1. 平成20年度1級（学科）・2級土木施工管理 技術検定試験受験準備講習会のご案内 ……	21
2. CPDS（継続学習制度）について!! ……	22
3. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!! ……	23
◇建 退 共	
1. 建退共事務担当者研修会の終了について ……	24
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分） ……	25
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（11月分） ……	25
◇建 災 防	
1. 計画的な有資格者の育成を！ ……	26
2. 死亡災害を防止するための対策の徹底について！ ……	27
◇火薬協会	
1. 火薬類事故発生状況 ……	28
2. 火薬事故の概要 ……	28
3. 火薬類消費場所等巡回指導 ……	29
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（11月分） ……	30
◇(財)建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 平成20年4月1日より建設共済制度が変わります！ ……	31

---

---

# 新年のごあいさつ



社団法人 宮崎県建設業協会  
会 長 古小路 汎

明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご健勝にて清々しい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから皆様方の暖かいご指導、ご協力を賜り、当建設業協会の業務運営も円滑に推進することができました。

ここに改めて深くお礼を申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、業界にとっては、今までにない激動の一年であり、我が宮崎県においては、知事も新しく就任され、公正・透明で競争性の高い入札・契約制度への改革が先行的に進められ、いよいよ本年1月から予定価格250万円以上のすべての公共工事について、一般競争入札が実施されます。

この改革は、4月から予定価格4千万円以上、10月から1千万円以上の土木一式工事等について、指名競争入札から一般競争入札へと段階的に移行され、業界にとっては、時代の流れとはいえ、あまりにも急激な改革でありました。

しかし、一般競争入札へ移行されると、落札率の急激な低下等危惧していたとおり、廃業、倒産に追い込まれる業者が後を絶たず、協会員も上半期で昨年度の退会数を大幅に上回り、現在、経営している業者においても依然として苦しい状況が続いております。

それを打破するため、当協会において、昨年6月協会独自の落札率低下による赤字工事の実態調査を行い、そのデータをもとに県へ陳情・要望いたしました。それを受けて、県もコスト

調査を7～8月にかけて行い、業界の現状を把握し、最低制限価格の見直しが図られ、昨年10月25日以降の入札公告分から、最低制限価格を予定価格の概ね80～85%へ引き上げがなされました。

本県の来年度の公共工事関係費については、対前年度比5%以上削減するとの方針が打ち出されており、引き続き、最低制限価格を予定価格の85%以上への引き上げを要望して参ります。また、総合評価方式の早急な導入・実施、予定価格の適正なあり方等、業界にとっては喫緊の課題が山積されており、今後とも、県及び県議会との意見交換を重ね、建設業界の健全な発展に向けて、誠意努力して参りたいと存じます。

この厳しい時代を乗り越え、我が宮崎県が大きな飛躍を遂げるためには、皆様方のご尽力はもとより、県民一人ひとりが主役となって、次の世代に誇れる郷土づくりを目標に、日々邁進していくことが何より重要であると強く思うところであります。

当協会といたしましても、皆様方と一体となりまして、安心して住みよい郷土づくりの牽引役として、なお一層努力して参る所存でありますので、皆様方の変わらぬご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

年頭にあたり、皆様方のますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

---

# 新年を迎えて



宮崎県知事

東国原 英 夫

新年あけましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会会員の皆様におかれましては、平成20年の輝かしい新春を健やかにお迎えのこととお喜び申し上げます。

去年は、高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生し、また台風の来襲が度重なりました。被害を受けられた方々には、心からお見舞い申し上げます。今後とも再発防止に向けた防疫対策の強化や、災害に強い県土づくりに積極的に取り組んでまいります。

また、不適正な事務処理問題により、県民の皆様には、大変な御迷惑と御心配をお掛けしたところではありますが、私は一日も早い県政の信頼回復に向け、職員とともに誠心誠意取り組んでまいります。

さて、我が国は、少子・高齢化の急速な進展、本格的な人口減少社会の到来、地球規模の競争の激化など、時代の大きな変化に直面しています。

こうした中、本県は、産業振興、交通網の整備、中山間地域対策や子育て・医療対策など、様々な課題を抱えており、都市部との地域間格差が生じています。

時代の大きな変革期にあって、地方を取り巻く厳しい環境の中、本県が着実に発展を遂げ、他の地域をリードする存在となるためには、前例にとらわれない柔軟な発想で、果敢に挑戦することと情報発信が重要であると考えています。

このようなことから、私は、マニフェストの実現に向けて、入札・契約制度改革をはじめとする県政改革の推進や、本県の将来を描く総合計画の策定等に努めるとともに、本県を国内外

にPRしてまいりました。

お陰を持ちまして、マンゴーをはじめとする県産品が人気を呼び、県庁舎には県内外から連日大勢の方が来訪され、さらには「宮崎」が全国誌のヒット商品上位にランク付けされるなど、本県は全国的に注目されております。

皆様方が携わっておられる建設産業は社会資本の整備を通して県民の生活を支えるとともに、災害時の緊急対応や雇用の受け皿として大きな役割を担っております。県におきましては、「建設産業活性化プラン」に基づき建設産業の活性化に努めてまいりましたが、公共事業を中心として建設投資が大幅に減少しており、建設産業を取り巻く環境は厳しさを増しております。このため、昨年9月には建設産業支援対策事業等を新たに創設し、新分野進出のための支援などに取り組んだところであり、来る平成20年度におきましても、建設産業の育成を重点事項に位置付け、引き続き支援に努めることとしております。

県勢をさらなる高みへと飛躍させるためには、県民の皆様一人ひとりが、本県の潜在能力を信じ、県づくりに積極的に参画することが何よりも大事です。私は、皆様とともに、県民誰もが安心して暮らせる新しい宮崎の実現に向けて、県民総力戦による県づくりを推し進めてまいりたいと考えております。

皆様方の一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

年頭に当たり、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御活躍、御健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

---

# 年 頭 所 感



宮崎県議会

議 長 坂 口 博 美

あけましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会の会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、皆様におかれましては、日頃から、社会資本の整備を通じ、県民生活の向上に多大な御貢献をいただいておりますことに対し、ここにあらためまして深く感謝申し上げます。

御案内のとおり、昨年は本県の建設産業界にとりまして、激しい変動の年となりました。本県県政を揺るがした官製談合事件に端を発し、入札制度を始めとする公共事業のあり方が抜本的に見直されることとなり、会員の皆様におかれましても、大変な変革に直面された一年であったものと存じます。

もとより県民の信頼を裏切り、法令に反するような事態は二度と招来してはなりません、毎年のように大規模な自然災害の被害を受け、あるいは都市部と比べ、未だ基本的な社会資本の整備が立ち後れている本県にとりまして、建設産業は引き続き最も重要な基幹産業のひとつであり、建設産業の健全な発展無くして本県の

発展はあり得ません。

とりわけ、景気回復の足音がまだまだ遠い地方におきましては、ようやく緒に就いた県内高速道路網や、県民のライフラインを守る社会基盤の整備が進まなければ、いわゆる都市と地方との格差もますます拡大する一方であります。

皆様におかれましては、誠に厳しい状況ではありますが、古小路会長を中心に、今後とも本県産業の牽引役として御活躍賜りますよう念願申し上げます次第であります。

県議会といたしましても、公共事業のあり方の見直しにおきましては、公正な上にも適正な入札・契約制度を実現するとともに、道路特定財源の堅持を始め、本県がまだまだ必要とする社会資本の整備充実、ひいてはふるさと宮崎の明るい未来のため、一丸となりまして、今後なお一層尽力して参る所存でありますので、皆様におかれましても、引き続き御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

年頭に当たり、新年のお慶びを申し上げますとともに、皆様のますますの御健勝・御多幸を祈念申し上げて、御挨拶といたします。

---

# 新年を迎えて



宮崎県県土整備部長

野口 宏 一

新年あけましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会会員の皆様におかれましては、日ごろから本県の県土整備行政の推進に対し格別の御理解をいただき、公共事業の執行はもとより、県勢発展のために多大な御支援、御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

昨年、高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生し、また相次ぐ台風の来襲が県内各地に被害をもたらしました。緊急の対応や復旧に御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨年の不適切な事務処理問題、一昨年の県発注工事に関する一連の不祥事は、県民の皆様への県政に対する信頼を失墜させたばかりではなく、県の名誉と県民のみなさまの誇りを大きく傷つけました。県としましても、昨年、これまでの土木部から県土整備部へと組織名を一新し、入札・契約制度改革、職員の法令遵守意識の向上等、県民の皆様への信頼回復に向けた取組を行っているところです。建設業に携わっておられる皆様方におかれましても、法令遵守の徹底と企業倫理の確立に向けてより一層の取組をお願いいたしますとともに、県の取組につきまして御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

建設産業は本県の基幹産業の一つであり、また、日ごろから社会資本の整備や防災対策の面

で県民生活を支える重要な産業であります。皆さま御承知のとおり、厳しい財政状況下における公共投資の減少や、担い手不足等の構造的な課題を抱える中で、入札・契約制度改革が進むなど、現在大きな転換期を迎え、大変厳しい経営環境にあると認識いたしております。

このため、県におきましては、宮崎県建設産業活性化プランをさらに推進するとともに、建設産業対策を喫緊の課題と位置づけ、専門チームによるきめ細やかな経営支援体制や新分野進出のための助成制度を新たに創設するなどの施策を講じているところです。今後ともこれまで以上に技術と経営に優れた企業が成長できる環境づくりに努めてまいりますので、皆さまにおかれましても経営革新や技術力の向上に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

また、一日も早い開通が望まれる東九州自動車道をはじめとした道路交通網の整備等、県民誰もが安心して暮らせる新しい宮崎を実現するため、今年も引き続き社会資本の充実に向けた各種事業の推進を図ってまいりますので、皆さま方のお一層の御理解と御協力をお願いいたします。

年頭に当たり、本県建設産業のますますの発展と皆様方の御健勝、御発展を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

## 年 頭 所 感



社団法人 全国建設業協会  
会 長 前 田 靖 治

あけましておめでとうございます。平成20年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、(社)全国建設業協会の事業活動に対しまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国経済は一部に弱さは見られるものの、企業部門の好調さが持続し、景気の回復が続くといわれております。

しかしながら、地域別・業種別にみれば、格差は引き続き拡大しており、特に建設業界は長年続く国の公共事業予算の大幅な縮減により、更に厳しい経営環境となっております。

昨年は、3月に能登半島地震、7月には新潟県中越沖地震をはじめ、活発な梅雨前線による集中豪雨や台風による暴風雨等により全国各地で多くの尊い人命、貴重な財産が失われるなど、甚大な被害が発生しました。

このように自然災害の多発する我が国では、「防災・減災対策」など、災害に強い社会資本整備を計画的に構築し、安全・安心な国民生活と国際競争力のある経済社会を実現することが我々建設業界に課せられた社会的使命であります。

本会では、昨年の公共事業予算確保についての要望の中で、国土形成計画や社会資本整備重点計画を策定し、着実な社会資本整備を図ることを強く訴えてまいりました。

しかし、耐震強度偽装事件、公共工事を巡る入札談合事件等が頻発し、建設業に対する国民・社会からの信頼が大きく損なわれております。

このため、本会においては、建設業界に対する国民・社会からの信頼に応え、社会的責任を果たすため、各都道府県建設業協会並びに会員企業と連携し、様々な社会貢献活動に積極的に

取り組んでおります。

近年、「企業の社会的責任(CSR)」が企業評価の重要な要素となり、経済的利益のみを追求するのではなく、社会貢献、環境対策、法令遵守等の幅広い分野における社会的要請に応え、社会の持続的な発展を目指すことが喫緊の課題となっております。

本会では、災害時における応急復旧活動をはじめ、各地域で真摯に社会貢献活動に取り組むとともに、その会員企業の姿を、広く国民・社会にご理解をいただき、豊かで安全な国民生活を実現するため、更に国民にとって真に必要な公共事業を推進し、社会資本の整備、防災・減災対策の一層の推進に資するため、毎年7月を「建設業社会貢献活動推進月間」と位置づけ、様々な活動を展開しております。本年も国民・社会に建設業が正しく理解され、より信頼される産業となるために、積極的に活動していく所存であります。

本会では法令遵守が企業活動の基本であり、各建設企業が倫理的側面に十分配慮し、経済、環境、社会の側面を総合的に捉えた適正な企業活動に取り組み、持続可能な社会の創造に資するため、昨年11月22日に新たな『建設企業(団体)行動憲章』を策定いたしました。

今後とも、各都道府県建設業協会をはじめ会員企業並びに関係諸団体と共に全力を傾注し、我々建設業界が抱える諸課題の解決に向け努力をして参りますので皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が皆様にとって飛躍の年となりますことを心より祈念いたしまして、新春のご挨拶といたします。

謹んで新年の御祝辞を申し上げます

社団法人 宮崎県建設業協会

会 長 古小路 汎  
副 会 長 永 野 征四郎  
同 山 下 寛 治  
同 児 玉 盛 次  
常務理事 有 嶋 富 夫  
同 清 水 安 次  
同 今針山 廣 己  
同 武 田 隆 善  
同 宮 本 優  
同 黒 木 幸 紀  
同 竹 尾 通 洋  
同 志 多 宏 彦  
専務理事 渡 邊 孝 明  
常務理事兼 河 野 裕 文  
事務局長

宮崎県建設産業団体連合会

会 長 古小路 汎  
副 会 長 松 本 芳 信  
同 蒼 森 照 之  
専務理事 渡 邊 孝 明  
事務局長 河 野 裕 文

勤労者退職金共済機構建退共宮崎県支部

支 部 長 古小路 汎  
事務局長 新 宮 順 一

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

支 部 長 古小路 汎  
副支部長 黒 木 幸 紀  
専務理事 渡 邊 孝 明  
常務理事兼 福 島 秀 俊  
事務局長

社団法人 宮崎県ダンパー協会

会 長 清 水 安 次  
副 会 長 有 嶋 富 夫  
同 矢 野 久 也  
同 矢 野 征 男  
専務理事 渡 邊 孝 明  
事務局長 河 野 裕 文

宮崎県火薬保安協会

会 長 武 田 隆 善  
副 会 長 竹 尾 通 洋  
同 仁 岸 弘 幸  
専務理事 渡 邊 孝 明  
事務局長 北 蘭 泰 一

宮崎県土木施工管理技士会

会 長 古小路 汎  
副 会 長 有 嶋 富 夫  
同 黒 木 幸 紀  
事務局長 代 永 哲 也

宮崎県建設事業協同組合

理 事 長 宮 本 優  
副理事長 有 嶋 富 夫  
事務局長 田 尻 恵 一

宮崎県建設業厚生年金基金

理 事 長 児 玉 盛 次  
副理事長 竹 尾 通 洋  
運用執行理事 永 野 征四郎  
常務理事 藤 岡 章 平

## 平成20年 1 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火	元旦	元旦	元旦
2	水			
3	木			
4	金	仕事始め 商工会議所2008寿新年賀詞交歓会 (宮崎)	仕事始め	仕事始め
5	土			
6	㊤			
7	月	新春交通安全の集い		
8	火		建設業の職長のためのリスクアセスメント教育 (延岡)	
9	水			
10	木		九州地区総合厚生年金基金協議会 第3回研修会 (福岡)	
11	金		企業年金連合会九州地方協議会 第3回役員講習会 (福岡) 小型車両系建設機械 (整地・掘削) 運転特別教育 (12日まで清武)	
12	土			
13	㊤			
14	月	成人の日	成人の日	成人の日
15	火	建設雇用改善推進セミナー (宮崎)		
16	水	常務理事会	基金納入告知書発送	全国建設業協同組合連合会正・副 会長会議 (東京)
17	木		企業年金連合会九州地方協議会 宮崎部会事務担当者研修会 (宮崎)	
18	金	1級土木施工管理技士合格発表	不整地運搬車運転技能講習 (20日まで清武)	
19	土			
20	㊤			
21	月			
22	火	全国建設産業団体連合会評議員会 (東京)	建設業の職長のためのリスクアセスメント教育 (都城)	
23	水	全国建設業協会評議員会 (東京)		
24	木		車両系建設機械 (整地・掘削) 運 転技能講習 (26日まで清武)	全建協連企画委員会 (東京)
25	金			
26	土			
27	㊤			
28	月			
29	火		石綿取扱い作業従事者特別教育 (延岡)	
30	水			
31	木		建災防九州ブロック事務局長会議 (大分)	

## 平成20年2月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金			
2	土			
3	⑩			
4	月			
5	火		職長・安全衛生責任者教育 (6日まで延岡)	
6	水			
7	木			
8	金		高所作業車運転技能講習 (10日まで清武)	
9	土	監理技術者講習会		
10	⑩			

## 県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内 (12月分)

### 【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	平成20年度宮崎県産業開発青年隊隊員2次募集について	宮崎県建設 技術センター	PDF

### 【会員専用】

	項 目	所 管	形 式
1	セーフティネット保証(5号)の対象業種の追加について	国土交通省	PDF
2	下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底について	国土交通省	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

## 県協会 会員の動き

(12月1日～31日)

### 【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
小林	(株)日高組	日高佐恵子
高千穂	(株)飯干産業	飯干俊二

# 県協会

## 1. 建設産業支援対策事業（新分野定着促進）補助金について （ご案内）

（社）宮崎県建設業協会では、建設業の経営を行いつつ、経営基盤の強化を図るため新分野に進出する場合に、施設や設備、職員の研修経費などの一部を補助します。

### 1 補助対象者

宮崎県内に主たる営業所を有する許可業者

### 2 補助の対象となる経費

新分野において事業を定着させるために必要な下記の経費

○報償費（専門家等の派遣に必要な謝金）

○旅費・研修費（研修受講料など）

○販路開拓費（印刷製本費など）

○建造物整備費（新事業に使用する建設の改装費など）

○設備整備費（新事業に使用する設備の導入など）

○備品購入費（新事業に使用する備品の購入など）

※詳細については、建設産業支援対策事業（新分野定着促進）補助金交付要綱（（社）宮崎県建設業協会定め）をご覧ください。

### 3 補助の条件（下記のすべての条件を満たす必要があります。）

(1) 建設業を営みつつ、新分野事業を手がける場合で、それまで「建設業に従事していた職員」を新分野事業に従事させること。

(2) 申請日以前に既に契約や支払が終わっている経費は、補助の対象となりません。

(3) 補助の対象となる経費が、宮崎県の他の補助の給付対象となっているものについては補助の対象となりません。

### 4 補助率（額）

所要経費の1/2以内（1社あたり50万円以内）で、予算の範囲内で交付します。

### 5 申請期間

平成19年12月3日（月）から平成20年2月8日（金）必着まで

### 6 交付決定

中小企業診断士などによる選考委員会の選考を踏まえ平成20年2月末までに交付先を決定しますので、申請のあったものすべてについて補助するというものではありませんので、ご理解ください。

### 7 申請書の様式など

補助金交付要綱や申請書などの様式については、当協会のホームページ（アドレス表紙参照）に掲載していますのでご利用ください。

### 8 申請書の提出先

申請書は、下記まで郵送または持参により提出してください。

〒880-0805

宮崎市橋通東2丁目9番19号

（社）宮崎県建設業協会

### 9 お問い合わせ先

（社）宮崎県建設業協会 電話0985-22-7171

## 2. 平成20年度宮崎県産業開発青年隊隊員の2次募集について

平成20年度の産業開発青年隊隊員を次の要領で募集いたします。

### ◎受付期間、試験日時及び試験会場等

項目	内 容		
募集人員	課 程	定 員	
	施 工 管 理 課 程	30名程度 (男女)	
	専 攻 課 程	15名程度 (男女)	
	計	45名程度 (男女)	
受付期間	平成20年1月4日(金)～平成20年2月4日(月)まで		
試験概要	試験日時	平成20年2月10日(日)	
	試験種目	学科試験 (国語、数学Ⅰ程度)、作文、面接	
	内 容	受 付	9:30～9:50
		説 明	9:50～10:00
		学 科 試 験	10:00～12:00
		作 文	13:00～14:00
面 接		14:15～	
試験会場	宮崎県建設技術センター		
合格発表	2月14日(木)に建設技術センター正面玄関に掲示するほか合格者、不合格者全員に通知します。		

### ◎応募資格

#### 1. 施工管理課程(1年生隊員)

- 1) 県内在住者または県内出身者で、教育訓練に耐え得る青年男女で、昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者。(平成20年4月1日現在で18才以上26才以下)
- 2) 高等学校卒業程度の学力を有する者。

#### 2. 専攻課程(2年生隊員)

- 1) 県内在住者または県内出身者で、教育訓練に耐え得る青年男女で、昭和56年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、大学、短大および工業高等専門学校において、土木または建築工学の課程を卒業または卒業見込みの者。  
(平成20年4月1日現在で20才以上26才以下)

## ◎応募手続

次の書類を提出してください。

### 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、3ヶ月以内のもの）

### 2) その他提出書類

- ①高校在学者……………※調査書（進学用）
  - ②中学、高校卒業生……………卒業証明書、成績証明書
  - ③大学、短大、高専在学者……………卒業見込証明書、成績証明書
  - ④大学、短大、高専在学者……………卒業証明書、成績証明書
- ※調査書は申し込日の属する学期の前学期のものとする。

### 3) 入隊試験手数料（2,200円）

宮崎県収入証紙（2,200円）を願書に貼付してください。

受験願書の配布先……………建設技術センターをはじめ、県内の高等学校、市町村役場、最寄りの土木事務所及び県税事務所に置いてあります。

提出先……………宮崎県建設技術センター

〒889-1602 宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙2559-1

受付期間……………平成20年1月4日（金）から平成20年2月4日（月）まで  
（土曜日・日曜日を除く）なお、郵送の場合は当日消印有効

受験票の交付……………受験資格審査などの結果、申込書を受理したときは、随時受験票を郵送します。

また、2月7日（木）までに受験票が到着しないときは、下記の問い合わせ先に連絡してください。

## ◎入隊にあたって

### 1) 経費

	入隊料	授業料		入隊経費（予定）
		年額	月額	
必要経費	5,650円	107,800円	9,800円	128,000円程度

（入隊経費については、主に教科書、制服・実習服、製図道具などに充当します。また、必要な経費が生じた場合は別途徴収します。）

### 2) 在隊中に受験できる資格免許の種類

大型特殊自動車運転免許、車両系建設機械運転技能修了証、火薬類取扱保安責任者免状、危険物取扱者免状、アーク溶接特別教育講習修了証、玉掛技能講習修了証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証、測量士補等

## ◎問い合わせ先

宮崎県建設技術センター 教育担当

〒889-1602 宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙2559-1

TEL. 0985 (85) 1515 FAX. 0985 (85) 2991



友愛・希望・協力

### 3. 建築関連中小企業に対する金融上の支援について

建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける建築関連の中小企業者の方に対する金融上の支援については、①セーフティネット貸付制度と②セーフティネット保証制度が措置されています。

① セーフティネット貸付制度は、政府系中小企業金融機関による運転資金の融資制度です。

- ・ 建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける幅広い業種が対象です。
- ・ 一般貸付及び普通貸付と比べ、融資限度額や元金返済据置期間に優遇措置があります。
- ・ 担保条件の特例制度が利用可能です。

② セーフティネット保証制度は、各都道府県等の信用保証協会が債務保証を行うことにより、民間金融機関から融資を受けやすくする制度です。

- ・ 一般保証と比べ、保証限度額が別枠になるとともに、割安な保証料での保証が可能です。
- ・ 指定業種に属し、最近3ヵ月間の売上高等が前年同月比マイナス5%以上の事業者が対象となり、対象事業者は指定期間内に市町村長に申請を行い、認定を受ける必要があります。

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会联合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

#### 国土交通省・中小企業庁

#### 1. セーフティネット貸付制度（政府系金融機関による融資制度）

○ 対 象

建築確認、建築着工の減少等により、一時的に資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある中小企業

○ 融資条件（ゴシック部分は一般貸付と比較したセーフティネット貸付の特例）

	中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	商工組合中央金庫
融資限度額	<u>一般貸付とあわせて 4.8億円</u>	普通貸付とあわせて 4,800万円	4.8億円
融資利率（【参考1】参照）	基準利率	基準利率	<u>基準利率</u>
融資期間	7年以内	7年以内	7年以内
元金返済据置期間	<u>2年以内</u>	<u>2年以内</u>	2年以内
その他	<u>一定の要件を満たす場合には、担保の免除が受けられる制度あり（金利上乘せ）</u>		<u>一定の要件を満たす場合には、担保の一部免除が受けられる制度あり（金利上乘せ）</u>

（注）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫が、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫と同様の融資を取り扱っています。

○ ご利用方法

申込の際は、各政府系金融機関に必要書類を提出して下さい。なお、必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

○ その他

建築確認、建築着工の減少等による影響がない場合でも、一般貸付のご利用は可能です。

## セーフティネット貸付制度のお問い合わせ先

### 中小企業金融公庫

東京相談センター 電話:03-3270-1260 名古屋相談センター 電話:052-551-5188  
大阪相談センター 電話:06-6345-3577 福岡相談センター 電話:092-781-2396  
全国各支店 <http://www.jasme.go.jp/jpn/bussiness/a400.html>

### 国民生活金融公庫

東京相談センター 電話:03-3270-4649 名古屋相談センター 電話:052-211-4649  
大阪相談センター 電話:06-6536-4649  
全国各支店 <http://www.kokukin.go.jp/tenpo/index.html>

### 商工組合中央金庫

お客様サービスセンター 電話:03-3246-9366  
全国各支店 <http://www.shokochukin.go.jp/tempo/index.html>

### 沖縄振興開発金融公庫

電話:098-941-1795 <http://www.okinawakouko.go.jp/>

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

## 2. セーフティネット保証制度（民間金融機関から融資を受ける際の信用保証制度）

信用保証制度は、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行うことにより、中小企業の皆様が融資を受けやすくします。

セーフティネット保証制度は、経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様について、一般の保証枠とは別枠で保証を行います。

### ○ 対象

全国的に業況の悪化している業種として指定を受けた業種（【参考2】参照）に属する中小企業であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。なお、指定業種以外の業種の中小企業の方であっても、一般保証の利用は可能です。

○ 認定要件 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス5%以上の中小企業者。

### ○ 保証限度額の別枠化

	（一般保証限度額）		（別枠保証限度額）
・ 普通保証	2億円	+	2億円
・ 無担保保証	8,000万円	+	8,000万円
・ 無担保無保証人保証 <sup>*2</sup>	1,250万円	+	1,250万円

※2 納税していること等、一定の要件あり。

### ○ 保証料

おおむね1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。  
一般保証と比べ、割安な保証料となります（平均1.35%→0.8%程度に軽減）。

### ○ 手続きの流れ

本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口指定期間内に認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むこととなります。

その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

## セーフティネット保証制度に関するお問い合わせ先

(社) 全国信用保証協会連合会 電話:03-3271-7201  
各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

### 【参考1】

#### 各政府系金融機関の基準利率（H19. 11. 9現在）

	基準利率（5年以内）
中小企業金融公庫	2.25%
国民生活金融公庫	2.40%
商工組合中央金庫	2.25%

### 【参考2】

#### セーフティネット保証における建築関連の指定業種

（指定期間：平成19年10月1日～12月31日）

- 一般土木建築工事業
- 鉄筋工事業
- 内装工事業
- 電気通信・信号装置工事業
- 銘板・銘木製造業
- 粘土かわら製造業

（指定期間：平成19年11月27日～平成20年3月31日）

- 建築工事業（木造建築工事業を除く）
- 木造建築工事業
- 大工工事業
- 鉄骨工事業
- 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
- 金属製屋根工事業
- 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）
- コンクリート製品製造業（コンクリートパイル製造業に限る）
- 砕石製造業
- 建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る）
- 建築用金属製品製造業（扉、シャッター、サッシ、エクステリア、カーテンウォール製造業に限る）

- 
- 鉄鋼卸売業
  - 建築設計業
  - 測量業
  - その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る）

注1) 上記以外の業種の指定状況については、中小企業庁HPを参照してください。

中小企業庁HP「セーフティネット保証」 [http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)

注2) 不況業種の指定は通常四半期毎（今回は、1月～3月指定）。

注3) 産業分類は、日本標準産業分類によります。

※ 主として自ら労働者を雇用して土地の造成又は建物の建設を行い、それを分譲する事業所は、一般土木建築工事業、土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業、舗装工事業を除く）、建築工事業（木造建築工事業を除く）、木造建築工事業に分類されます。  
また、建築設計業には、指定確認検査機関等が含まれます。

## 4. 軽油価格高騰下における下請・荷主適正取引の推進のための緊急協力要請について

九州運輸局長  
九州経済産業局長

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、運輸行政及び中小企業行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、ご高承のとおり、今夏から原油価格高騰問題が再燃し、これに伴い軽油価格はローリー買いで平成15年の平均1リットル約64円から本年10月には100円に達する勢いで史上最高値を更新しています。

一方で、これまでの燃料費上昇分の運賃への転嫁については、全く価格転嫁ができていない事業者が依然として約6割を占め、転嫁できていると回答した4割の事業者についてもそのほとんどが燃料費の上昇分の一部を転嫁できずに過ぎない状況となっています。

貨物自動車運送事業につきましては、平成16年4月から、元請事業者と実運送事業者の取引については下請法（下請代金支払遅延等防止法）、荷主と元請事業者等については独占禁止法に基づく物流特殊指定（特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法）が適用され、公正取引委員会及び中小企業庁により厳格な運用が図られております。

しかし、これら法による取締だけではなく、現下の急激な軽油価格高騰局面においては、荷主、元請事業者、下請事業者が相互の理解と信頼に基づくパートナーシップを構築した上で下請・荷主適正取引を推進することが特に求められていると考えます。政府の成長戦略の一環である「成長力底上げ戦略」中の「中小企業底上げ戦略」においても、大企業と中小企業との適切な取引の在り方等を例示したガイドラインの策定・遵守・普及の必要性が指摘されているところです。

つきましては、貴職に対し、下記の事項をご理解のうえ、貴団体傘下の会員各社に対してこれらの事項について早急に周知いただくよう、協力方緊急に要請いたします。

## 1. 十分な協議による運賃設定の必要性

- ① 運賃については、コスト計算等に基づき、荷主、元請事業者、下請事業者が十分な協議を行って決定する必要がある。
- ② しかし、燃料費等の値上がりに伴うコスト増が元請事業者や荷主に認められず、一方的に従来の価格での輸送を求められることがある。
- ③ なお、燃料費の高騰が明らかな状況において、資本金額等の観点から取引上優越的地位にある元請事業者又は荷主が、それぞれ下請事業者又は元請事業者等から、従来の価格のままでは対比できないとして価格の引き上げを求められたにもかかわらず、これら下請事業者又は元請事業者等と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに価格を据え置いた場合、いわゆる「買いたたき」は該当するおそれがある。

## 2. 適切で望ましい取引形態とその具体的事例

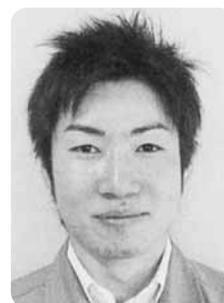
(1. の運賃設定を行うために参考となる事例)

- ① 燃料費等の値上がりに伴うコスト増に対応するため、今後の経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、荷主、元請事業者、下請事業者が十分に協議を行い、合理的な運賃を設定することが望ましく、あらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが適切である。
- ② 具体的な事例としては、平成18年2月に（社）全日本トラック協会がガイドラインを策定した燃料サーチャージ制度を導入し、燃料価格の上昇・下落によるコストの変動分を別建て運賃として設定している例がある。
- ③ また、他産業の下請適正取引等の推進のためのガイドラインにおいては、原油・原材料価格の高騰を価格に適切に反映させた例として、従来より頻繁な価格協議の機会を持つことや、価格スライド制を採用している事例がある。
- ④ さらに、下請中小企業振興法において、下請中小企業を振興するため下請事業者及び親事業者によるべき一般的な基準として「振興基準」を定めており、その中で、取引対価は、取引数量はじめ材料費、労務費、運送費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含むこと等となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すべきこと、また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化等に応じ、対価について随時再協議を行うものとすべきこと、が規定されている。
- ⑤ 荷主、元請事業者、下請事業者においてはこうした望ましい事例等も念頭におきつつ運賃協議を行うことが、適正取引を推進し、ひいては安全で安定した輸送の確保に必要である。

# 雇用改善コーナー

建設業に働く若者からのメッセージ

● 国土交通大臣賞 優秀作



## 「ひとつのおにぎり」

新潟県 門 藤 剛 夫 (27歳)  
(株)ユアテック 新潟営業所 施工管理

「電気屋さん、ありがとね。ごくろうさま」  
そう言ってニコッと笑い、差し出した手には  
ひとつのおにぎり。そのおにぎりの味は今でも  
鮮明に覚えています。

私は、電力系の設備工事業に従事するいわゆる  
「電気屋」です。私の会社は総合エンジニア  
リング企業として、電力設備工事・情報通信工  
事・土木建築工事・総合設備工事を行っており、  
地域社会の発展に貢献することを目指していま  
す。

私の配属された部署は「配電部門」で、今年  
で入社五年目になりました。「配電部門」とは電  
力流通設備の中で電気を使用するお客様と最も  
近い配電線設備の施工・保守を行っています。

私は、普通科の高校を卒業後、電気に興味が  
あった事もあり、大学では電気・電子工学科を  
専攻しました。小学校の頃に原子力発電所の見  
学に行った時、「電気とは人間が生活するうえで  
なくてはならないもの」と、その当時はただ漠  
然とではありますが、そう感じたことを記憶し

ています。入社以来、このことは常に頭の中に  
あり、「自分はライフラインの維持・構築の一翼  
を担っているんだ」という気持ちで今に至って  
います。

入社二年目の秋、衝撃的な出来事が起こりま  
した。新潟県中越大震災です。私にとって、こ  
の仕事をしていくうえで大きな決意を抱かせて  
くれた出来事になりました。

当時、勤務地が仙台であった私は、新潟で地  
震があったことをテレビのニュースで知りまし  
た。私の出身が新潟ということもあり、テレビ  
に映る変わり果てた故郷の光景が信じられず、  
愕然としたことを覚えています。そんな時、会  
社から「新潟で地震があった。災害復旧応援で  
新潟に行ってくれ」との連絡がありました。私  
は故郷の為何かをしたいという一心で、迷う事  
はありませんでした。その日のうちに仙台を出  
発し、一路新潟に向かいました。途中、高速道  
路も震災の被害に遭っていた為、通行不能となっ  
ており、新潟に到着したのは出発して14時間後

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

の翌日の昼頃でした。

そこでまず私が眼にしたのは、激しく隆起したり陥没した道路、跡形もなく倒壊した民家、そしてそこに呆然と立ち尽くす被災した方々の姿でした。もちろん配電設備も大きな被害を受けていました。

そんな中、昼夜を問わず復旧にあたる仲間たちの姿がそこにありました。本来疲弊しきっているはずなのに、その表情からは全く疲れなど感じさせず、「さあ、次行くぞ！」と次々と被害に遭った現場をまわっては復旧作業にあたっていました。そんな仲間たちの姿からはむしろ「気迫」さえ感じられました。

私もすぐに現場に向かい、復旧作業にあたりました。地震の大きな揺れにより壊滅的な被害を受けた配電設備や木の伐木など、次々と現場をまわっては復旧作業にあたり、その日の復旧作業は深夜にまで及びました。復旧作業を行っている最中にも、震度5程度の大きな余震が数回あり、作業を一時中断したこともありました。

そんな復旧作業が続く中でも、配電設備の被害の大きかった地域は夜になっても電気を送れる見込みがなく、灯りがともらず真っ暗なまま夜を迎える家が多々見られました。いつまた大きな余震が来るかわからないので、家の中にも入れず、車庫の中で毛布にくるまり、懐中電灯の灯りひとつで一晩を過ごす家庭が多くありました。そんな光景を目の当たりにし、「みんなが

不自由のない生活を送ることが出来る今の世の中、光がないということはこんなにも不安で恐怖なことなのか。なんとか早く電気を送らなければ」という強い気持ちと使命感が掻き立てられました。

次の日も、その次の日も復旧作業は続き、長く停電していた地域にもようやく二日ぶりに電気が送られることになりました。私の会社の工事車両を見るなり、手を合わせ拝む方の姿も見受けられました。

そんな時、ある一軒の家の改修工事が終わり、そのお客様に工事が終わった旨の報告に行くと、「これ、電気が使えるようになって、初めて炊いたごはんで作ったの。良かったら食べて」と、握りたてのあたたかいおにぎりを頂きました。震災に遭ってから、それまで食べる物もままならなかったであろうというその時に分けてくれたのです。私はその頂いたおにぎりを食べながら、人のあたたかさというものを感じ、何か熱いものが胸の奥からこみあげてきて、胸いっぱいになりました。その時の「俺のやっている仕事って、こういうものなんだ」という気持ち、そしてあのおにぎりの味は一生忘れることはありません。

「電気屋さん、ありがとね。ごくろうさま」

この言葉を一生の励みに、今後も高い使命感を持って、配電業務に従事していくつもりです。

**明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善**

## 2. パートタイム労働法が変わります！

～平成20年4月1日施行～

少子高齢化、労働力人口減少社会で、パート労働者が能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正されました。

### 改正のポイント

#### 1 雇い入れの際は、労働条件を文書などで明確に！雇い入れ後も待遇について説明を！

##### (1) 一定の労働条件について明示が義務化されます。＜改正法第6条＞

労働基準法により労働条件の明示が文書の交付によって義務づけられている事項に加え、一定の事項「昇給」、「退職手当」、「賞与」の有無について、文書の交付等による明示が義務化されます。

→違反の場合は過料（10万円）に処せられます。

##### (2) 待遇の決定に当たって考慮した事項について説明することが義務化されます。＜改正法第13条＞

雇い入れ後、パート労働者から求められたとき、待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが義務化されます。

#### 2 パート労働者の待遇は働き方に応じて決定を！

##### (1) 「正社員と同視すべきパート労働者」の待遇を差別的に取り扱うことが禁止されます。＜改正法第8条＞

正社員（通常の労働者）と同視すべきパート労働者（正社員と職務〔仕事の内容や責任〕が同じで、人材活用の仕組み〔人事異動の有無や範囲〕が全雇用期間を通じて同じで、かつ、契約期間が実質的に無期契約となっているパート労働者）のすべての待遇について、パート労働者であることを理由に差別的に取り扱うことが禁止されます。

##### (2) (1)以外のパート労働者の賃金、教育訓練、福利厚生については…＜改正法第9、10、11条＞

パート労働者の賃金を決定する際、正社員との均衡を考慮し、職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案することが努力義務化されます。

さらに、正社員と職務と一定期間の人材活用の仕組みが同じ場合は、賃金を正社員と同一の方法で決定することが努力義務化されます。

#### 3 パート労働者から正社員へ転換するチャンスを！

正社員への転換を推進するための措置を講じることが義務化されます。＜改正法第12条＞

#### 4 パート労働者からの苦情の申し出に対応を！

##### (1) パート労働者から苦情の申し出を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが努力義務化されます。＜改正法第19条＞

##### (2) 紛争解決援助の仕組みとして、都道府県労働局長による助言、指導、勧告、紛争調整委員会による調停が設けられます。＜改正法第21、22条＞

パートタイム労働法に関するお問い合わせは、宮崎労働局雇用均等室 へ

電話 0985-38-8827

宮崎県労働局 ホームページ  
厚生労働省 ホームページ

<http://www.miyazaki.plb.go.jp/>  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/index.html>

# 協 同 組 合

## 1. 事業のご案内

### 事業のご案内

新年明けましておめでとうございます。  
旧年中は格別のご高配をいただきまして厚く御礼申し上げます。  
本年も微力ではありますが、協同組合の下記事業の推進に努めてまいりますので、  
より一層のご支援とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 金融事業

##### 建設工事資金融資制度

公共工事を受注・施工中の請負者が発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる制度で、資金調達の円滑化を図れます。

国土交通省・県が承認している唯一の公的な制度です。お気軽にご利用ください。

#### 共同購買事業

##### システム紹介・販売

- 土木積算システム「メビウス」（吉備システム）
- OCALS対応 施工管理システム「デキスパート」（建設システム）
- OCALS対応 土木システム「武蔵」（福井コンピュータ）
- OCALS対応 土木システム「土木技・土木CAD」（ダイナウェア）ほか  
※会員特別価格として、安価でご提供いたしております。

#### 福利厚生事業

普通の保険より、保障内容が充実し、割安な共済制度

- ・建設傷害保障制度
- ・土木・建設工事補償制度
- ・第三者賠償補償制度
- ・その他生命共済・医療保障共済制度等

#### 教育・情報事業

- IT・CAL S・経営セミナー等の開催
- 建設業関連の情報提供等

#### その他の事業

- 県規格用紙等の販売
- 県工事等の堤銘板（治水・砂防・急傾斜等）の販売
- 現場技術者等の腕章の販売
- 通信販売「たのめーる」による商品の割引提供

### 宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎市橋通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691 FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail [info@mk-net.or.jp](mailto:info@mk-net.or.jp)

# 技 士 会

## 1. 平成20年度 1 級（学科）・2 級土木施工管理 技術検定試験受験準備講習会のご案内

【CPDS 認定講習会】

宮崎県土木施工管理技士会では、県建設業協会の後援により 1 級・2 級の受験準備講習会を毎年開催し、多くの合格者を輩出しております。

講習会では、実戦的なテスト形式を採用し社内教育に実績のある会員企業から優秀な講師を迎えて実施しているもので、受講者の方々にも大好評をいただいております。

技士会会員はもとより会員以外の技術者の方も、ふるって参加ください。

なお、日程等につきましては下記のとおりですので、準備方お願い致します。

日 程	1 級学科講習 平成20年 4 月23日（水）～平成20年 4 月25日（金） 平成20年 5 月14日（水）～平成20年 5 月16日（金） 6 日間
	2 級学科講習 平成20年 7 月23日（水）～平成20年 7 月25日（金） 平成20年 7 月29日（火）～平成20年 7 月31日（木） 6 日間
場 所	「宮崎県建設会館」 宮崎市橘通東 2 丁目 9 番19号
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

1 級土木施工管理技士の国家資格を取得すると…

- ① 工事現場の主任技術者になれる
- ② 技術力評価点 5 点が付与
- ③ 監理技術者になれる

技術者は自信を持ち、明るい夢に満ちた未来を据えよう

## 2. CPDS（継続学習制度）について!!

最近の急激な科学技術の進展につれて、土木工事の施工法は進歩し、環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています。

つまり、技術者の技術力は「学歴、資格」・「継続学習」・「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を、『CPDS（継続学習制度）』によって学習単位（ユニット）をもって評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

1. CPDS（継続学習制度）の目的は次のとおりです。

- ① 努力する技術者の評価
- ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③ 施工管理学習の体系化

2. CPDS（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。

- ① 経営事項審査の技術力評価への加算
- ② 工事専門分野毎への工事实務経験として換算
- ③ 技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

### 行政機関のCPDS評価の例

入札の配置予定者評価でCPDS単位に応じて加点	九州地方整備局、関東地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、東北地方整備局、中部地方整備局、北海道開発局、近畿地方整備局、長野県、宮城県、愛媛県、島根県、高知県、高知市
入札資格審査でCPDS単位に応じて主観点数に加点	広島県 高知県 愛媛県 長崎県 佐賀県 山口県 島根県 広島市 宮崎県

\* 今回の入札参加資格審査申請で宮崎県が「CPDS」を採用し、主観的事項（技術力評価）のなかに新たに点数が加点となった。

**技術者は自信を持ち、明るい夢に満ちた未来を据えよう**

### 3. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。下記のとおり19年度の講習会は残り「1回」となりました。更新期にきている方は必ず受講をしてください。

現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

#### 【CPDS認定講習会】

日 程	会 場
平成20年2月9日（土）	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台（宮大前）

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（TEL 0985-31-4696）

#### 監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければいけません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが望まれます。

#### 20年度の講習会日程をお知らせいたします

日 程	会 場
平成20年5月21日（水）「宮崎県技士会主催」	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台（宮大前）
平成20年8月8日（金）「宮崎県技士会主催」	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台（宮大前）
平成20年11月26日（水）「宮崎県技士会主催」	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台（宮大前）
平成21年2月6日（金）「宮崎県技士会主催」	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台（宮大前）

技術者は自信を持ち、明るい夢に満ちた未来を据えよう

# 建退共

## 1. 建退共事務担当者研修会の終了について

平成19年11月28日に都城地区で今年度最後の事務担当者研修会を開催しました。平成19年度は、4地区で実施し、受講者は延べ788名でした。

### ※ 研修会実施内訳

6月26日	小林地区	受講者	131名
9月27日	延岡地区	〃	164名
10月19日	宮崎地区	〃	312名
11月28日	都城地区	〃	181名
計			788名

### ※ 研修会の内容

- ・建退共の制度（建退共宮崎県支部の現況説明ほか）
- ・共済証紙購入の考え方
- ・共済手帳受払簿・共済証紙受払簿の記入方法
- ・加入・履行証明書発行に必要な書類
- ・建退共の手続きについて（よくある質問等）

建退共からは、特に次の点をお願いしました。

- 証紙の購入は、公共工事を受注したときだけではなく、民間工事のときも必要に応じて随時購入し、賃金を支払う都度（少なくとも月1回）その従業員を雇用した日数分の「共済証紙」を「共済手帳」に貼り、消印し、従業員に見せてください。
- 加入履行証明書は、共済証紙受払簿の正確な記載（雇用した日数分の確実な共済証紙の貼付）と、手帳の更新が適正（少なくとも2年間に1回の更新）でなければ発行できません。
- 元請の方は、建退共に加入していない下請の方には、加入するよう勧奨していただくとともに、証紙を購入してその現物を、下請の延べ労働者に応じて交付することになっております。
- 元請の方は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）を提示することになっておりますのでよろしくお願いします。

なお、現場標識（シール）は、各地区の建設業協会（宮崎地区を除く）又は建退共宮崎県支部で、無料で配布しております。

平成20年度は、上記の地区以外を予定しておりますので、多数の参加をお願い致します。



延岡地区の研修会風景



都城地区の研修風景

## 2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 濟 契 約 者 数	被 共 濟 者 数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (10月分)
							冊	件	千円
10月末計		社 3,481	名 48,221	前年度累計		344,311	35,200	19,041,631	108,905,966
加 入		10	254	当 月 分		1,047	183	155,967	98,782
脱 退		4	203	本 年 度 分		7,420	1,816	1,515,075	434,438
11月末計		3,487	48,272	累 計		351,731	37,016	20,556,706	109,340,404

注：掛金収納額は19.10月分を表す

# 厚生年金基金

## 1. 事業概況（11月分）

### 1. 適 用

(平成19年11月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
400社	4,627人	765人	5,392人

### 2. 給 付

裁定状況

(平成19年11月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	13	6,977,300	74	34,539,200
第2種退職年金	28	8,088,800	167	37,494,900
選択一時金	3	1,636,400	92	51,737,000
脱退一時金	29	6,428,800	290	25,232,800
遺族一時金	2	1,594,000	5	2,435,600

### 3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成19年11月末現在)

信託資産	18,555,837,325 円
合 計	18,555,837,325 円

注：時価である

# 建 災 防

## 1. 計画的な有資格者の育成を！

### ★ お任せ下さい！

「各種の作業主任者・車両系建設機械・高所作業車等の資格取得」

歴史ある建災防のベテラン講師陣が懇切丁寧にご教授いたします。

－ CPDS 加入者の皆さん！ －

当協会支部が実施する平成20年度講習会は全てCPDS学習プログラム登録申請中です。なお、平成19年度（1月～3月）実施分についても、必要であれば学習プログラムを申請（事後）いたします。

今、産業安全面における課題の一つとして、有資格者等の熟練労働者育成の問題があります。いわゆる「団塊の世代」の定年退職に伴う有資格者の減少を、いかに計画的に補充育成するかが重要な課題になっています。

建設業界を取り巻く経営環境は大変厳しいものがありますが、仮に、無資格運転や作業主任者不在などによって死亡災害等の重大災害を発生させた場合、「企業の存続」が許されない状況になっています。

企業経営が厳しいから全ての経費を削減するのではなく、必要な投資は惜しみなく行うことが「企業防衛」の観点からも大変重要になっています。

会員事業者の皆様方におかれましては、今後数年間の退職予定者を考慮しながらの計画的な有資格者育成をお願いします。

### 当面の各種技能講習会予定表

1月8日	安衛法改正に基づく建設業の職長のためのリスクアセスメント教育	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地	(駐車場有)
1月11日 ～12日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1	(駐車場有)
1月18日 ～20日	不整地運搬車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1	(駐車場有)
1月22日	安衛法改正に基づく建設業の職長のためのリスクアセスメント教育	都城建設会館 都城市北原町26街区13号	(駐車場有)
1月24日 ～26日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1	(駐車場有)
1月29日	石綿取扱い作業従事者特別教育	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地	(駐車場有)
2月5日 ～6日	職長・安全衛生責任者教育	延岡建設会館 延岡市愛宕町2丁目32番地	(駐車場有)
2月8日 ～10日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1	(駐車場有)
2月15日 ～16日	ローラー運転業務の特別教育	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1	(駐車場有)
2月21日 ～23日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1	(駐車場有)
3月10日 ～15日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習 【6日間】	県建設技術センター 宮崎郡清武町今泉2559-1	(駐車場有)

## 2. 死亡災害を防止するための対策の徹底について！

現在、年末年始建設業労働災害防止強調運動が展開されています。

会員事業者の皆様方におかれましては、経営者自らの現場パトロール及び社員教育の徹底をお願いします。

なお、県内における今年の死亡災害発生状況は次のようになっていますので、同種災害の防止のための災害事例として社員教育等に御活用下さい。

番号	災害情報			事業場情報		性別	年齢	経験期間	災害の概要
	災害発生年月日	発生時間	発生場所	業種	発注者種類				
1	平成19年2月5日	13時代	西都市	その他の土木工事業	西都市	男性	50代	25年	災害復旧工事で崩壊した地山斜面にグラウトアンカー工を施工するための地質調査に使うボーリング機械を被災者が小型ドラグ・ショベルで吊って作業構台まで運んだ。直後、被災者は小型ドラグ・ショベルの運転席直下の斜面を林道面まで約11メートル墜落した。
2	平成19年3月4日	15時代	北諸県郡三股町	土地整理土木工事業	県	男性	60代	23年	作業道に盛土された土砂を、盛土の下方に設置したドラグショベル（機体重量3.77トン）により、土砂をドラグショベルの右側へ運搬する作業中、ドラグショベルのアームを右旋回したところ、履帯後部を支点にして後方へ転倒し、更に作業道の路肩から約1.7m斜面（平均勾配43度）を転落した。ドラグショベルを運転していた被災者は、転落途中で運転席から投げ出された。
3	平成19年5月16日	14時代	西諸県郡高原町	土地整理土木工事業	県	男性	50代	10年	水田の区画整理事業において、ドラグショベルにより、コンクリート製排水管（重圧管）を斜面に設置し、当該排水管の上端と一般道路路面直下を横断する形で設置されていた既設のコンクリート製排水管（ヒューム管）とを連結する準備作業等に從事していた被災者が、重圧管の設置箇所に盛土を埋め戻し、当該箇所をドラグショベルのバケットで締め固め作業中に、走行停止不能状態になりオーバーランしたドラグショベルに轢かれた。
4	平成19年7月2日	8時代	東臼杵郡諸塚村	その他の土木工事業	県	男性	30代	10年	道路災害復旧工事現場において、コンクリート吹付け法面のアンカー設置工事が終了し、当日の朝から法面の足場解体作業を行っていたところ、午前8時50分頃、隣接した現場に設置されていたコンクリートブロック（800kg）が高さ2.7mから落下し、下にいた被災者の背中を直撃した。
5	平成19年11月3日	14時代	日向市	その他の建築工事業	民間	男性	50代	11年	木造2階建住宅新築現場において、労働者4名により内装工事と瓦ふき作業が行われていた。瓦ふき作業は、3名の労働者がそれぞれの担当場所に分かれ単独作業を行っていたが、その内一人の労働者が現場敷地内の地面に倒れているところを発見された。災害発生時、被災者は足場3段目の作業床（高さ5.4m）で1階の瓦ふき作業を行っていたことから、当該場所から墜落したものと考えられる。

# 火薬協会

## 1. 火薬類事故発生状況

### 平成19年火薬類関係事故発生状況

(平成19年11月30日現在)

項 目		件		死		計	
取 扱	種 類 別	件	計	死	計	傷重-軽	計
製 造 中	産 業 火 薬	2	4	0	0	1-0	1-2
	煙 火	2		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
消 費 中	産 業 火 薬	4	29	0	0	0-0	6-34
	煙 火	24		0		6-31	
	がん具煙火	1		0		0-3	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙 火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙 火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
がんろう	産 業 火 薬	0	1	0	0	0-0	1-0
	煙 火	0		0		0-0	
	がん具煙火	1		0		1-0	
そ の 他	産 業 火 薬	0	3	0	0	0-1	1-1
	煙 火	2		0		1-1	
	がん具煙火	1		0		0-0	
合 計	産 業 火 薬	6	37	0	0	0-1	9-37
	煙 火	28		0		8-33	
	がん具煙火	3		0		1-3	

## 2. 火薬事故の概要

### (1) 産業火薬の事故

#### ア 消費中

19年 No.4 H19.10.3 11:55 高知県春野市

砕石場で発破を行ったところ、約70m離れた場所に直径20～2cmの岩石の飛石が発生し、砕石運搬用の重機1台、業務用の車両1台を破損させたもの。

**無 災 害 知 識 と 技 術 と 正 し い 管 理**

## (2) 煙火の事故

### ア 消費中

19年 No.21 H19.10.9 8:30 北海道斜里町
ヒグマ対策のパトロール中、遊歩道入口でヒグマを発見し、動物駆逐用煙火に点火した際に導火線に着火していないと判断し、再点火しようとしていたところ、右手中で当該煙火が爆発し重傷を負ったもの。
19年 No.23 H19.10.14 14:16 埼玉県秩父市
能勢煙火の消費中の、22本目を打ち揚げた際に、龍の矢柄が打ち揚げられた後に折れ、筒が飛翔し、約300m離れた警戒区域外で観覧していた観客に当たり1名が重傷、2名が軽傷を負ったもの。
19年 No.24 H19.10.28 20:00 徳島県小松島市
立火仕掛44本の消費中、そのうちの1本の上部の蓋部分（直径15cm厚さ3cm）が割れ、その破片の1つが仕掛け位置から約50m離れた観客席の観覧者の頭部に当り負傷させたもの。

## (3) 事故防止の留意点

### ア 産業火薬の事故

No.4の事故については、現場の状況は判らないが、飛石防止のための飛石防止マットを用いて、更に、警戒区域内から車両や資機材等は移動措置させておく必要があったと判断されます。

### イ 煙火の事故

煙火の打揚に際しては、警戒区域を十分に取る必要があります。更に、風向きや風力によっては警戒区域を広げたり、打揚を中断して気象状況の回復を待つか、或いは、打ち揚げを中止する勇気も必要である。

### ウ 煙火の打揚に際しては、打揚筒を固定するための杭を打ち込み、その杭に打揚筒を固定し倒れないことを確認し、指導を受けた手順に従って打揚作業を進めることが必要です。

杭を打ち込めない場所では、筒を固定するために安定している木箱等を用いて打揚筒を固定することも一つの方法です。

## 3. 火薬類消費場所等巡回指導

現在、県内の火薬庫及び火薬類の消費場所に対する巡回指導を実施中ですが、下記の不適切な事項が認められたので、各現場等においては自主保安管理の参考としてください。

### (1) 主な不適切事項

ア 保安教育の未受講者（有効期限切れ）

イ 警戒札の未掲示（文字が薄くなっているもの有り）

ウ 取扱所等境界に燃えやすい物のたい積有り

エ 帳簿等がその都度、正確に記載されていない。

オ 火薬、爆薬の存置の形跡が認められた。

雷管のみが当日運搬し持ち込まれていることから、火薬、爆薬は前日からの存置と思われる取扱所が認められた。

### (2) 火薬類取扱保安責任者、代理責任者、副責任者の選任と届出の必要について

火薬庫の所有者又は占有者、火薬類の消費現場においては、火薬類の貯蔵量や消費量により火薬類取扱責任者免状取得者を選任し県知事に届け出なければなりません。また、解任したときも同様の届出が必要です。

**保安教育 事故事例 活かして無くそう 火薬事故**

# 保証会社

## 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（11月分）

西日本建設業保証(株)  
宮崎支店

### I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成19年度	791	8.7%	18,331	21.1%	3,493	▲12.2%	105,202	▲17.9%
平成18年度	728	23.8%	15,141	▲2.9%	3,977	6.7%	128,168	12.6%
平成17年度	588	▲1.3%	15,588	4.1%	3,729	1.1%	113,858	▲18.1%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

### II. 発注者別の状況

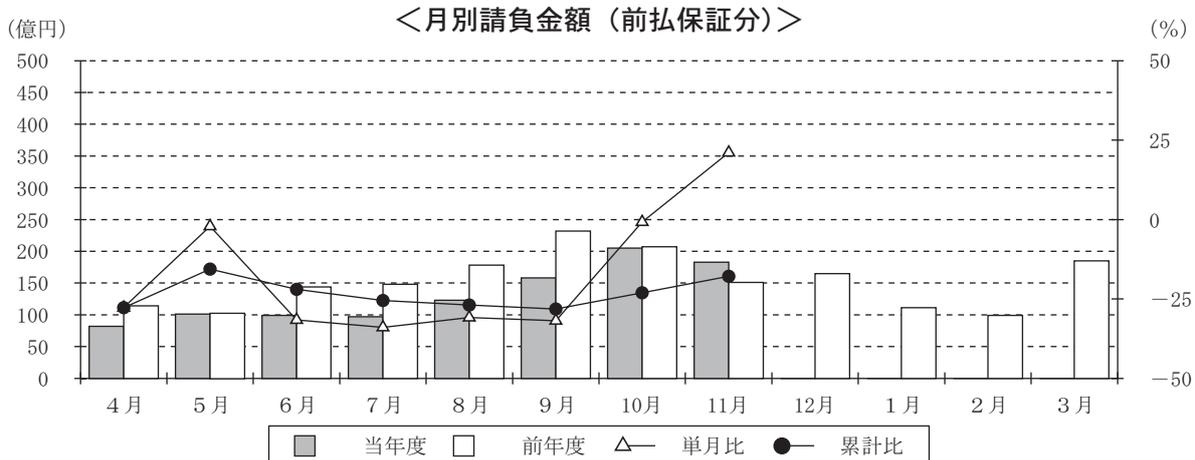
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	99	3,304	2.3%	18.0%	350	22,851	▲29.6%	21.7%
独立行政法人等	1	147	1650.0%	0.8%	34	7,703	▲1.2%	7.3%
県	240	5,949	18.4%	32.4%	1,250	35,522	▲22.5%	33.8%
市 町 村	444	8,332	23.2%	45.5%	1,820	37,179	▲9.1%	35.3%
そ の 他	7	597	400.5%	3.3%	39	1,946	68.3%	1.9%
計	791	18,331	21.1%	100.0%	3,493	105,202	▲17.9%	100.0%

### III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	168	3,869	▲14.1%	21.1%	815	24,008	▲17.7%	22.8%
高 岡	27	328	7.4%	1.8%	123	2,895	0.2%	2.8%
西 都	30	441	▲16.0%	2.4%	149	3,134	▲35.9%	3.0%
高 鍋	28	510	6.6%	2.8%	142	6,051	▲37.4%	5.7%
日 南	56	886	17.9%	4.8%	234	4,664	▲36.7%	4.4%
串 間	47	1,509	232.2%	8.2%	144	3,012	70.6%	2.9%
都 城	145	1,874	▲9.9%	10.2%	503	14,811	13.0%	14.1%
小 林	59	1,005	▲2.3%	5.5%	291	6,563	▲19.2%	6.2%
日 向	92	1,667	23.8%	9.1%	495	16,126	▲26.5%	15.3%
延 岡	70	5,088	96.8%	27.8%	380	19,750	▲3.1%	18.8%
西 臼 杵	69	1,149	6.7%	6.3%	217	4,184	▲52.9%	4.0%
計	791	18,331	21.1%	100.0%	3,493	105,202	▲17.9%	100.0%



## **（財）建設業福祉共済団からのお知らせ**

### **平成20年4月1日より建設共済制度が変わります！**

平成20年4月1日より現行の契約を被災者等に対する追加的補償を行う部分（被災者補償契約）と、労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する部分（諸費用補償契約）に分離します。

なお、既契約者は平成20年4月1日以降の契約更新日から適用となります。

1. 契約は「被災者補償契約」と「諸費用補償契約」に分離しますが、同額の共済金区分で同時に加入することとなります。
2. 共済金区分は両契約とも2,000万円、1,500万円、1,000万円、500万円の4区分とします。
3. 掛金額は両契約とも現行の掛金率を50%ずつに配分して算定します。
4. 共済金の支払方法は次のとおりになります。

(1) 「被災者補償契約」

- ① 被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。  
契約者は受領した共済金の金額を被災者等へ支払っていただきます。
- ② 被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の範囲内で共済者へ支払います。  
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
- ③ 被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

(2) 「諸費用補償契約」

契約金額の全額※を支払います。

- ※ 「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

**URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>**

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

**（社）宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171**

**（財）建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451**

# 平成20年4月から 建設共済が変わります!

新規は4月1日契約開始日から  
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、  
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2  
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

## (1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。  
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
- ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の  
範囲内で契約者へ支払います。  
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。  
●被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

## (2) 諸費用補償契約

契約金額の全額\*を支払います。

\*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度  
**建設共済**

## 財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

### 育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、  
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済  
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの  
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>